

学習指導要領の着実な実施に向けて

2030年の社会と子どもたちの未来を見据え、改訂された学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から、そして、高等学校では令和4年度から年次進行で実施されており、各学校においては、その趣旨等を踏まえた取組の着実な実施が求められています。

I 学習指導要領とGIGAスクール構想との関係

学習指導要領では、前文において、「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること」が求められています。

各学校においては、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にすることが大切です。

GIGAスクール構想は、カリキュラム・マネジメントにおける物的な体制整備に位置付けられ、全ての小・中学校に1人1台端末と高速ネットワークが整備されることが教育の機会均等の実現を支える資源となっています。

ICTの特性・強みを生かした教育活動を行うことで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を進め、このことにより、子ども一人一人に必要な資質・能力を確実に育成するための「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善につなげることが大切です。

II 教育・学習におけるICTの特性・強み

具体的なICT活用の特性・強みについては、次の3点が考えられます。

- ①多量で大量の情報の取扱いができ、容易に試行錯誤ができること。
- ②時間的制約を超えた情報の蓄積、過程の可視化を行えること。
- ③空間的制約を超えた相互かつ瞬時の情報の共有（双方向性）ができること。

このようなICTの特性・強みを生かすことで、従来はなかなか伸ばせなかった情報活用能力等の資質・能力の育成や、今までの学習方法では困難が見られた児童への学習効果の発揮、そして今までできなかった学習活動の実施が可能となります。

各学校においては、学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものであるとの認識のもと、ICTを受け身で捉えるのではなく、児童が手段とし

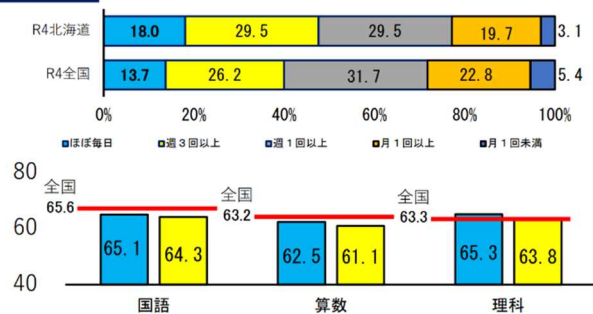
て積極的にICTを活用していくことが求められます。

III 1人1台端末の活用状況

本道においては、令和4年度の全国学力・学習状況調査結果から、次のような状況が見られています。

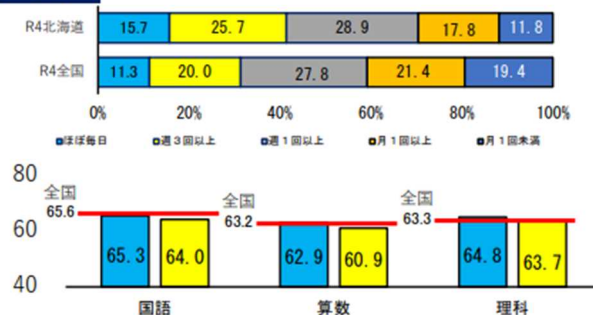
■「児童が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面では、児童一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか」

小学校



■「児童同士がやりとりする場面では、児童一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器をどの程度使用させていますか」

小学校



児童が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面や児童同士でやりとりする場面で1人1台端末を「ほぼ毎日」使用させたと回答した本道の小学校の割合は、全国に比べて高く、このように回答した学校ほど各教科の平均正答率が高い傾向があります。

各学校においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、地域や自校の活用の状況を踏まえ、組織的に取組を推進するとともに、日常の取組や校内研修などを通じて効果的な端末活用のイメージを教員間で共有できるようにすることが大切です。